

令和3年度与党税制改正大綱、公表—自民党・公明党

去る12月10日、自民党および公明党は、「令和3年度税制改正大綱」を公表した。

法人関連の主な改正事項は次のとおり。

産業競争力強化・デジタル化促進への対応

(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設
産業競争力強化法改正を前提に、青色申告法人で同法の事業適応計画の認定を受けたものが、改正法施行日から2023年3月末までに、その計画に従って実施される事業適応の用に供するためにソフトウェアの新設・増設をし、またはその事業適応の実施に必要なソフトウェアの利用に係る費用（繰延資産となるものに限る）の支出をした場合には、次の措置を講ずる。

- ① 事業適応設備の取得価額につき、30%の特別償却と3%（グループ外とのデータ連携の場合は5%）の税額控除との選択適用が可能。
- ② 前記の繰延資産の額につき、30%の特別償却と3%（①と

同様の場合5%）の税額控除との選択適用が可能。

(2) 研究開発税制の見直し
試験研究費総額に係る税額控除制度の税額控除率を見直す。また、試験研究費のうち、研究開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産の取得価額に含まれるものを加える。

(3) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設
産業競争力強化法改正を前提に、青色申告法人で改正法施行日から同日以後1年経過日までの間に事業適応計画の認定を受けたもので、その計画に従って事業適応を実施するものの適用事業年度において特例対象欠損金額がある場合には、その特例対象欠損金額については、欠損金の繰越控除前の所得の金額（その所得の金額の50%超の部分については、累積投資残額に達するまでの金額に限る）の範囲内で損金算入できる。

株式対価M&A促進措置の創設

令和元年改正会社法で創設さ

れた株式交付により、法人がその有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合は、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べる。

電子帳簿等保存制度の見直し

(1) 国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度
次の見直しを行う。

- ① 承認制度を廃止する。
- ② 国税関係帳簿書類について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、一定の要件に従って、その電磁的記録の保存を行うことができる。

(2) 国税関係書類のスキャナ保存制度
次の見直しを行う。

- ① 承認制度を廃止する。
- ② タイムスタンプ要件について、付与期間（現行：3日以内）を記録事項の入力期間（最長約2カ月内）と同様にする。

* 前記(1)、(2)の改正は2022年1月1日から施行される。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
1月12日(火)まで (10日が休日、11日が祝日のため)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和2年12月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額をあわせて納付する。
本年最初の給与支給日の前日まで	② 給与所得者の扶養控除等申告書の提出	
2月1日(月)まで (1月末日期限は休日につき2月1日となる)	③ 支払調書の提出、源泉徴収票の交付 ④ 給与支払報告書の市町村長への提出 ⑤ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和2年11月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ⑥ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和2年10月期) 2カ月延長法人(令和2年9月期) ⑦ 消費税確定申告(1カ月ごと)(11月期) ⑧ 消費税確定申告(3カ月ごと)(2月、5月、8月、11月期) ⑨ 法人の中間申告(半期・5月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑩ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(11月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(2月、5月、8月期) ⑪ 固定資産税の償却資産に関する申告	⑤～⑪ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑦、⑧ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。

コロナ禍・改訂監査基準に対応した会施規・会計規の改正案、公表

―法務省―

去る12月4日、法務省は「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令案」を公表した。新型コロナウィルス感染症の影響を踏まえたもの、および2020年11月の「その他の記載内容」等に関する監査基準の改訂を受けたもの。コメント期限は2021年1月6日23時。

ウェブ開示によるみなし提供・制度に関する改正

株式会社取締役が定時株主総会の招集手続を行う場合、事業報告に表示すべき事項の一部ならびに貸借対照表および損益計算書に表示すべき事項をウェブサイトに掲載し、そのURL等を株主に通知すれば、当該事項に係る情報が株主に提供されたものとみなす。

なお、この改正は、2020年5月に行われたもの(2020年6月1日号(No.1579)情報ダイジェスト参照)と同様の内容である。

監査基準の改訂を受けた改正

会計監査報告の内容について、計算関係書類が当該株式会

社の財産および損益の状況を通じて表示しているかどうかについての意見があるときは、「事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容」を会計監査報告に記載する。

適用関係

- 1) 施行期日
公布日から施行予定。ただし、ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正における「表示すべき事項」から除外される事項(株式会社役員に関する事項等)の規定は、改正会社法の施行日である2021年3月1日から施行予定。
- 2) 失効
ウェブ開示によるみなし提供制度に関する改正の規定は、2021年9月30日限り、その効力を失う。ただし、同日前に招集手続が開始された定時総会に係る事業報告等の提供につい

会計・監査 力ナメの要

「継続企業の前提」の考え方

公認会計士
手塚 仙夫

会計の世界では「継続企業の前提」(「ゴーイング・コンサーン」という考え方がある。この考え方は、会計では古くから存在しているものである。意味合いとしては、企業の作成する財務諸表は、当該企業が今後とも生きていく、すなわち事業を続けていくことを前提として作成されているというものである。何となく当たり前のようにも思えるが、この概念がフロー・アアップされたのは、ある時期上場企業の倒産が続いたことによる。特に問題であったことは、何の情報もなくいきなり倒産してしまつた企業が多かつたためである。

財務諸表を作成し、監査意見を適正意見とするためには、当該企業において継続企業の前提が成立していなければならない。そのために、継続企業の前提が成立していることを情報として投資家等に提供することを企業に義務づけたのである。同時に監査人の監査報告書にも注意喚起の記載が求められる。

もちろん継続企業の前提にまつ特別な情報開示は必要ない。しかし、事業継続に何らかの懸念がある場合は、そのレベルによつて開示方法が異なるが、継続企業の前提に関する情報提供(開示)が求められる。ここで開示されるのは、事業継続の問題があるが、それに対する企業の対応は合理的なものであるというものである。財務諸表をみるとときには注意が必要である。

この辺で少し違った側面から、継続企業の前提を考えてみたい。継続企業の前提がない企業のリスクは、倒産のリスクがあるということになる。それでは、倒産はどのようにして起きるのであるのか。たとえば、赤字決算が長年続く倒産するのがあるが、仮に事業資金を何らかの方法で調

達できるとすれば、「お金」が切れない限り企業は倒産しないのである。通常は赤字決算が続くと収入より支出が多いため赤字になることから、いずれ資金がなくなり、仕入代金が払えない、給料が払えない、借入金の返済ができないなど倒産に至ることになる。しかし、何らかの目的を持ち、銀行からの借入れを行わず、いわゆる投資家から資金提供を受けられるのであれば、その企業は当面倒産しない。

上場会社のなかには、もともと事業を止めてしまい、従業員もほとんど解雇してしまつても、資金提供者を探ることができれば上場企業として存在することができるのである。このような企業を「企業」という場合もある。「企業」という「企業」を利用して、不正会計が行われる事例も時折発見している。

このように、現行の会計基準で

企業はなかには、このような実質的に継続企業の前提がないものも存在することから、新たに取引を行う、あるいは投資を行う場合は、継続企業の前提に関する情報開示の有無にかかわらず、事業として実態のある経営を行っているかどうかの見極めが重要となる。

このように、現行の会計基準で

企業はなかには、このような実質的に継続企業の前提がないものも存在することから、新たに取引を行う、あるいは投資を行う場合は、継続企業の前提に関する情報開示の有無にかかわらず、事業として実態のある経営を行っているかどうかの見極めが重要となる。

企業はなかには、このような実質的に継続企業の前提がないものも存在することから、新たに取引を行う、あるいは投資を行う場合は、継続企業の前提に関する情報開示の有無にかかわらず、事業として実態のある経営を行っているかどうかの見極めが重要となる。

ては、なおその効力を有する。
 (3) 経過措置
 監査基準の改訂を受けた改正の規定は、2022年3月31日以後終了年度に係る計算関係書類の会計監査報告について適用する。同日前終了年度に係る計算関係書類についての会計監査1特集第7章も参照されたい。

会計

株式報酬に関する実務対応報告案等へのコメント対応、検討

ASBJ、実務対応専門委

去る12月9日、企業会計基準委員会は第136回実務対応専門委員会を開催した。9月11日に公表された実務対応報告公開草案60号「取締役の報酬等として株式を無償交付する取引に関する取扱い(案)」(以下、「実務対応報告」という)等に寄せられたコメントへの対応案と文書が事務局より示された。

コメントへの対応案

(1) 事前交付型の会計処理
 新株を発行した場合の払込資本の内訳項目について異なる項目を用いる理由の明確化を求め、事務局より次の対応案が示された。
 すなわち、これまで会計上の資本金の額は、法律上の資本金の額と合わせてきており、今回

報告は、なお従前の例による。ただし、2021年3月31日以後終了年度に係る計算関係書類についての会計監査報告では、早期適用が可能。
 * 本改正案については、今号第1特集第7章も参照されたい。

額を資本金又は資本準備金に計上することとした。

(2) その他の会計処理

取引の詳細が定かではないにもかかわらず、無条件にストック・オプション会計基準の定めに従って会計処理を行うことを定めるべきではないと考える、とのコメントを受け、実務対応報告19項に傍線部を追記する。

文案

19 本実務対応報告に定めのないその他の会計処理については、類似する取引又は事象に関する会計処理が、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」(中略)及び企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」(中略)に定められている場合には、これに準じて会計処理を行う。

42項前段(公開草案の41項)
 この点、これまで会計上の資本金の額は、法律における資本金の額と合わせてきており、前項の会社計算規則における取扱いを踏まえ、年度の財務諸表においては、年度通算で費用が計上される場合には、対応する金

前記コメントへの対応のほか、改正会社法の施行日等を反映するなど所要の修正が行われた文案が示された。委員からは特段の反対意見は聞かれなかった。

今後の予定
 親委員会に諮ったうえで、2021年1月中旬に公表することを見込んでいる。

法人企業景気予測調査
 (内閣府・財務省) 令和2年10-12月期調査

法人企業景気予測調査は、わが国の経済活動の主要部分を占める企業活動を把握することにより、経済の現状および今後の見通しに関する基礎資料を得ることを目的として四半期ごとに調査しています。なお、資本金、出資金または基金(以下、「資本金」といいます)1千万円以上の法人(ただし、電気・ガス・水道業および金融業、保険業は資本金1億円以上)を対象としています。以下は、令和2年10-12月期調査結果の概要です。

対象企業数 14,017社
 回答企業数 11,229社
 回収率 80.1%

景況	●貴社の景況	貴社の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)			
		令和2年7~9月 前回調査	令和2年10~12月 現状判断	令和3年1~3月 見通し	令和3年4~6月 見通し
大企業	全産業	2.0	11.6	3.1	2.2
	製造業	0.1	21.6	5.1	3.1
	非製造業	2.9	6.7	2.1	1.8
中堅企業	全産業	▲8.1	5.5	▲4.2	1.2
	製造業	▲14.2	14.4	▲0.2	4.5
	非製造業	▲6.3	2.9	▲5.3	0.2
中小企業	全産業	▲25.8	▲15.5	▲16.1	▲7.4
	製造業	▲38.3	▲10.5	▲20.0	▲4.0
	非製造業	▲23.4	▲16.5	▲15.4	▲8.0
国内の景況	令和2年10~12月期の「国内の景況判断」BSIを全産業で見ると、大企業は5.2ポイントとなり、平成30年10~12月期以来8期ぶりの「上昇」超、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超となっています。				
	先行きを全産業で見ると、大企業は令和3年1~3月期に「下降」超に転じるものの、令和3年4~6月期には「上昇」超となる見通し、中堅企業、中小企業はいずれも「下降」超で推移する見通しとなっています。				
雇用	令和2年12月末時点の「従業員数判断」BSIを全産業で見ると、大企業は6.0ポイントとなり、平成23年9月末以降38期連続の「不足気味」超となり、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超となっています。				
	先行きを全産業で見ると、大企業、中堅企業、中小企業いずれも「不足気味」超で推移する見通しとなっています。				
売上高	令和2年度は、7.5%の減収見込みとなっています。				
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに減収見込みとなっています。				
経常利益	令和2年度は、24.8%の減益見込みとなっています。				
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに、減益見込みとなっています。				
設備投資	令和2年度は、7.6%の減少見込みとなっています。				
	業種別にみると、製造業、非製造業ともに減少見込みとなっています。				
(注)本調査において大企業とは資本金10億円以上の企業を、中堅企業とは資本金1億円以上10億円未満の企業を、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業をいいます。					
国内の景況判断BSI(「上昇」-「下降」社数構成比)	(単位: %ポイント)				
	令和2年7~9月 前回調査	令和2年10~12月 現状判断	令和3年1~3月 見通し	令和3年4~6月 見通し	
大企業	全産業	▲14.6	5.2	▲4.5	3.6
	製造業	▲12.6	13.7	0.5	4.1
	非製造業	▲15.5	1.1	▲6.9	3.4
中堅企業	全産業	▲33.7	▲8.9	▲16.7	▲0.8
	製造業	▲29.9	3.5	▲8.7	3.8
	非製造業	▲34.7	▲12.5	▲19.0	▲2.2
中小企業	全産業	▲52.3	▲29.6	▲32.4	▲11.7
	製造業	▲57.6	▲21.4	▲29.1	▲7.5
	非製造業	▲51.3	▲31.2	▲33.0	▲12.5

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年12月9日	情報要請「適用後レビュー：IFRS10号、11号、12号」	IASB	2013年1月開始年度から適用されているIFRS10号「連結財務諸表」、11号「共同支配の取決め」、12号「他の企業への関与の開示」の適用および財務諸表利用者に提供される情報についてのフィードバックを求めるもの。コメント期限は2021年5月10日まで。 https://cdn.ifrs.org/-/media/project/pir-10-11-12/rfi2020-pir10-11-12.pdf?la=en	—
2020年12月11日	監査・保証実務委員会研究報告「建設業及び受注制作のソフトウェア業における収益の認識に関する監査上の留意事項」(公開草案)	JICPA	収益認識基準等の公表に伴い廃止される工事契約会計基準等の適用が多い建設業および受注制作目的のソフトウェア業に関して、監査上留意すべき事項を取りまとめたもの。コメント期限は2021年1月12日(火)まで。 https://jicpa.or.jp/specialized_field/20201211ecf.html	—

金融

ユーロ圏金融緩和の行方

欧州中央銀行(ECB)理事会は12月10日、追加金融緩和策を決定した。コロナ禍に対応する資産購入の特別枠であるパンデミック緊急購入プログラム(PEPP)を5,000億ユーロ増額の1兆8,500億ユーロとし、資産購入の期限も9カ月延長し、2022年3月末までとする。対象となる購入資産は、国債・社債・CPとなる。またマイナス1%で市中銀行に貸し出す長期資金供給オペ(LTRO)は、期限を1年延長して2022年6月までとする。

今回、半年ぶりに追加金融緩和策を打ち出したのは、新型コロナウイルス感染症の第2波の到来による経済活動の低迷が長く見通しになったためだ。

現時点では、この直接金融市場におけるPEPPと間接金融市場におけるTLTROの2つが、当面の新型コロナウィルス感染症対策の柱になるとみられる。今後のECBによる金融政策の見通しについては、当面は追加緩和策のタイミングを探る

動きが続くと考えられる。感染症拡大に対処することが景気低迷を克服するうえでの最大の課題だが、ワクチン実用化の話が進み、市場全体に好材料と受け取られるなか、新型コロナウィルス感染症拡大の収束にはまだ時間を要すると考えられる。

経済活動は日米と同様に、最悪期に比べれば幾分明るい兆し

証券

日本株価の驚異的な回復の背景

日経平均株価は11月17日に26,000円台を回復、29年振りの高値を付け、12月3日には26,800円に達した。3月に付けた今年の安値からの上昇率は約62%で、大幅な株価回復・上昇である。

これは世界の主要国市場に共通しており、NYダウは11月24日に3万ドルの史上最高値を付け、3月安値からの上昇率は日経平均とほぼ同じ62%である。一方、欧州勢の3月安値からの株価上昇率は日米を下回り、い

もみられるが、感染症拡大前の水準まで戻したわけではない。しかも、ユーロ圏の消費者の物価動向は年初来低下傾向が続いており、総合指数はマイナス圏にある。

ラガルドECB総裁も、今回の理事会後に、「インフレ率は失望的に低い」と発言するほど悲観的だ。今年後半から強まったユーロ高傾向も考慮すれば、ECBとしては金融緩和の手綱を緩めるわけにはいかないだろうとの見方もある。

ずれの国も今年の年初来高値の更新には至っていない。

政府・中央銀行の強力な経済・金融政策の展開、コロナ禍の先行き不透明という点では各国が同じ条件下にあるはずだ。そのなかで、日本市場が健闘できた理由は何だろうか。

1つは、株価が円相場の影響をあまり受けなくなったことが挙げられる。今年後半は緩やかな円高傾向にあったが、株価は以前のように円高を嫌うことが少なくなった。これは、企業の

輸出依存が減少し、円高による減益というショックが小さくなってきたことが認識され始めたとの声もある。

もう1つは、今夏からマネーストックが急増していることに注目したい。マネーストックは金融機関以外の経済主体が所有する通貨のことで、現金通貨、預金通貨の合計である。貨幣発行と銀行貸出によって増減するため、その動向は経済活動のバロメーターである。マネーストックはいくつかのレベルがあるが、中心となるのはM2である。

M2は長い間、前年同月比2〜3%の伸びで推移していた。ところが、今年5月に一気に同5.1%の伸びとなった。その後も伸び率を高め、9月以降は9%をキープしているが、この水準は30年振りのことだ。この要因として、全国民に給付された1人10万円の特別給付金の影響を挙げられる。

個人の株式買い金額は今年後半、昨年よりも高い割合で推移し、株価回復に貢献したといえる。来年の株価予想・展望にあたっては、M2の動向、個人投資家の動向に格段の注意を払う必要があると考えられる。